

地域公共交通の確保等に関する実態調査

結果報告書

令和4年1月

総務省行政評価局

前 書 き

地域公共交通は、人々が日常生活を営む上で必要な通勤、通学、通院、買物等の移動を支えている。

しかしながら、現在、地域公共交通の確保・維持は困難な状況にある。とりわけ、地域における移動手段の一つである路線バスは、平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間に、日本一周（約 1 万 2,000km）よりも長い 1 万 3,249km が廃止されている。こうした背景には、人口減少や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、民間事業者の収益の悪化等がある。特に地方部では、三大都市圏への人口移動もあいまって人口減少が顕著であり、また、日常の移動手段として自家用自動車に大きく依存しており、一人当たりの自動車保有台数も増加していることから、都市部に比べて地域公共交通を維持していくことが困難であると言える。

こうした中、地方部の市町村は、地域住民の移動を支えるため、苦心しながら地域公共交通の確保・維持に取り組んでいる。従前、各地の地域公共交通は、それぞれの地域の鉄道や路線バスの民間事業者に委ねられていたところ、利用者の減少等に伴い、市町村が運行経費の赤字を補填し、さらには、民間事業者が撤退し、路線等が廃止されると自らが主体となって廃止された路線等の代替手段を導入するようになるなど、地域公共交通の確保・維持において、市町村はより大きな役割を果たすことが求められている状況にある。

民間事業者が撤退する状況下では、市町村が費用などを負担することなく交通手段を確保・維持することには困難が生じることは明らかであり、財政状況等が厳しい中では、単純に従来の交通手段を確保・維持することにとどまらない試行錯誤の必要が高まっていると考えられることから、本調査は過疎化、高齢化が進行する中小規模の市町村を対象に地域公共交通の確保・維持に取り組む実態について、乗合運送に焦点を当てて実施したものである。

もとより、ある地域の取組は、地勢、人口動態、高齢化の状況、居住地や市街地の分布、民間事業者の状況等、その地域を取り巻く様々な状況・事情を反映した個別性が高いものであって、必ずしも他の地域にも適しているとは限らない。こうした点に留意しつつ、本報告書においては、令和 2 年 11 月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の下で進めることとされている取組を検討する上で参考となると考えられる事例のポイントを紹介し、各市町村を取り巻く状況・事情に関する情報も示すことにより、関係者が自らの関心に沿った観点から、類似の状況にある市町村の取組を参考にすることができるよう、市町村単位の基本情報、現在の交通体系に至るまでの経緯も盛り込んだ事例集として取りまとめた。

本報告書が、国土交通省を始め、都道府県、市町村において、今後の地域公共交通関係施策を企画・立案していく上での一助となれば幸いである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果（事例集）	2
1 地域公共交通の改善等の参考となる事例のポイント	4
(1) 今ある地域公共交通のサービスの見直し	
(2) 地域にあるその他の移動手段の活用	
(3) 新たな地域公共交通サービスの導入	
(4) 乗降環境や待合環境の見直し	
(5) 利用促進策	
2 市町村別の事例	7
3 コラム	241
・見直し基準に基づく交通手段の運行形態や運行条件の見直し	
4 資料編	250